



佐賀県公報

平成19年
5月30日
(水曜日)
第12910号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則

(五四・情報・業務改革課) 一

告示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

(二九五・地域福祉課) 三

○佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付

(二九六・畜産課) 三

○都市計画事業変更の認可

(二九七・まちづくり推進課) 三

○道路の供用開始

(二九八・道路課) 四

公告

○農地保有合理化事業規程の変更承認

(農産課) 四

○普通肥料の検査結果

(園芸課) 四

○特殊肥料の検査結果

() 四

○鳥栖流通業務団地造成事業の工事完了

(まちづくり推進課) 五

○県営馬川地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 六

○公印の登録

(総務法制課) 六

○徴税吏員証・検税吏員証の失効

(税務課) 六

公布された規則のあらまし

○児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則(規則第五四号)

1 この規則は、児童手当システムにより児童手当の支給の事務を処理することに関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 予算所掌課長は、児童手当について歳出予算のうち、執行することができ
る限度額を児童手当管理者に指示しなければならないこととした。(第三条
及び第四条関係)

2 児童手当所管課長及び各所属長は、児童手当支給の基礎となる事項に異動
があった場合は、速やかに児童手当管理者に通知しなければならないことと
した。(第五条関係)

3 児童手当管理者は、児童手当システムにより児童手当の支給額を計算し、
その結果に基づき支出負担行為及び支出命令を行わなければならないことと
した。(第六条及び第七条関係)

4 児童手当の支出は、職員から申出があつた預金又は貯金口座に口座振替の
方法により行うこととした。(第八条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。
6 この規則は、公布の日から施行し、平成十九年六月に支給する児童手当か
ら適用することとした。

規則

児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則をここに公
布する。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十四号

児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童手当システムにより児童手当の支給事務を処理する
ことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同

表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
児童手当	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表第二号に規定する職員に支給する児童手当
児童手当システム	児童手当の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
児童手当管理者	統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長
予算所掌課長	佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。)第二条第四号に規定する本庁等の各課の長(警察本部会計課長を除く。)
児童手当所管課長	一 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局(県立病院好生館を除く。)については、経営支援本部職員課長 二 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、教育委員会事務局総務課長
各所属長	財務規則第二条第三号に規定する本庁等の各課、現地機関及び公の施設の長

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

(児童手当に係る歳出予算の執行限度額指示)

第三条 予算所掌課長は、児童手当について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができるとする限度額を児童手当管理者に指示しなければならない。

(児童手当に係る歳出予算の流用)

第四条 予算所掌課長は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けた場合は、児童手当管理者に執行することができる限度額を新たに指示しなければならない。

(児童手当の基礎事項の異動通知)

第五条 児童手当所管課長及び各所属長は、児童手当支給の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに児童手当管理者に通知しなければならない。

(児童手当の計算)

第六条 児童手当管理者は、前条の規定による通知に基づき、児童手当システムにより児童手当の支給に必要な計算を行わなければならない。

(児童手当の支出命令等)

第七条 児童手当管理者は、前条の規定による計算結果に基づき、児童手当に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならない。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。

(児童手当の支出手続)

第八条 児童手当の支出は、職員から申出があった預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

(予算執行状況の通知)

第九条 児童手当管理者は、児童手当の支出事務が完了したときは、別に定める様式の児童手当歳出予算執行状況表により児童手当に係る歳出予算の執行状況を予算所掌課長に通知しなければならない。

(科目等の更正)

第十条 予算所掌課長は、児童手当の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに別に定める様式の科目等更正通知書により児童手当管理者にその内容を通知しなければならない。

2 児童手当管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行わなければならない。

(処理の特例)

第十一条 児童手当管理者は、児童手当システムによる児童手当の計算により

難い児童手当の支出又は返納の必要が生じたときは、児童手当の計算を行うとともに、財務規則に規定する例により処理を行わなければならない。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年六月に支給する児童手当から適用する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
しばやま整形外科	鳥栖市京町七一八番地一	平成一九・四・一
リキタケ歯科医院	唐津市町田一丁目一五番地	”

●佐賀県告示第二百九十六号

佐賀県種畜検査条例（昭和三十四年佐賀県条例第三十三号）第七条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古 川 康

(豚)

証明書番号	名 号	品 種	生年月日	産 地	飼養者住所・氏名
平一九年 第一号	スター一九三九 一ワールド 三 チャンプ 六一	大ヨーク シャー	平成一六・ 一〇・七	埼玉県	小城市牛津町柿樋瀬 七三一―二 板橋正弘

●佐賀県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 施工者の名称

有田町

二 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田町公共下水道

三 事業施工期間

平成七年一月二十七日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成七年佐賀県告示第四十七号、平成十一年佐賀県告示第四百七十五号及び平成十五年佐賀県告示第六十四号の事業地に有

田町大字中部字桑古場、字高山下、字田ノ平、字大野原、字大野及び字長野並びに字岩開を加え、有田町大字中部字椎谷、字外尾原、字東ノ前、字浦谷、字戸杓及び字向ノ原、大字西部字梨木原並びに字岩崎地内において事業地を変更する。

◎佐賀県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年五月三十日から平成十九年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 厳木富士線	唐津市厳木町天川字外手三六九番地先から 唐津市厳木町天川字田下七二六番四地先まで	平成一九・五・三〇

○ 公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項の規定により準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
名称 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
住所 佐賀市城内一丁目1番59号
- 2 変更する農地保有合理化事業規程の名称
社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化事業規程
- 3 変更する農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業(法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。)

農業生産法人出資育成事業(法第4条第2項第3号に規定する事業をいう。)

4 事業規程の変更内容

- (1) 農地売買等事業により農用地等売り渡し又は貸し付けることができる者の要件として設定している「基準面積」及び農用地等の売り渡し又は貸し付けることができる候補者が複数名いる場合の優先者を決定する基準として設定している「目標面積」の変更
- (2) 農業生産法人出資育成事業の対象となる農業生産法人の様態について「有限会社」を除くことの変更

5 承認年月日

平成19年5月18日

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

平成18年12月分

肥料の種類等	保証者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析項目	検査事項	
普通肥料	九州交易株式会社	茶有機3.5	主成分-TN	TN-保証成分量不足	保証票検査項目なし

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年 5月30日

佐賀県知事 古 川 康

平成18年12月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N (%)		
たい肥	双日商業開発株式会社	「環」システム食品廃棄物リサイクル堆肥	2.75	3.50	1.69	18	4.9	
"	株式会社 EKK アグリサイエンス	ネバルくん	0.03	ND<0.01	0.01	34	97.5	
"	"	花吹雪	0.07	ND<0.01	0.10	35	93.7	
"	パールマツシユ 有限会社	ワラ90発酵肥料	0.75	1.02	1.48	12	37.0	
"	有限会社執行チツゾ工業	葉っぱくん	0.38	0.12	0.34	61	51.5	

注 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

- 1 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
- 2 検査結果の略号は、次のとおりである。
ND-分析限界値未満
- 3 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第1項の規定により届出のあった次の流通業務団地造成事業の工事の完了については、施行計画に適合していると認めたので、同条第2項の規定により工事の完了を公告する。

平成19年 5月30日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 事業名 鳥栖流通業務団地造成事業
- 2 施行者 佐賀県
- 3 工事が完了した工区

鳥栖市幡崎町字平田714番 1 から714番 3 まで、714番 5、715番 3、715番 4、716番 2 から716番 6 まで、717番 1、717番 3、718番 1、718番 3、719番 2、719番 3、719番 6 から719番 11 まで、720番 4、720番 6 及び721番 6 から721番 10 まで並びに字牛相699番 4、699番 5、700番 1 から700番 4 まで、700番 9 から700番 12 まで及び701番 7 から701番 10 まで、姫方町字百々田686番 5、687番 3、687番 4、688番 3、688番 4、689番 3、689番 4、690番 2、691番 3、691番 4、692番 1、692番 2、693番 1、694番 1、695番 1、695番 2、696番 3、696番 4、697番 2 及び698番 2、字堀田175番 3、175番 4、176番 3、176番 4、177番 3、177番 4、178番 4 から178番 6 まで、179番 3、180番 3、181番 5、181番 6、182番 3、183番 6 及び183番 7、字蓮原 3番 2、8番 2、9番 から12番 まで、13番 1、13番 2、14番 1、14番 4、14番 5、15番 3、15番 4、16番 2、17番 1 から17番 3 まで、17番 5、19番 3、23番 2、23番 3、24番 から26番 まで、27番 2、28番 3、28番 5、29番 3、29番 4、30番 3、31番 1、32番 1、33番 1、33番 3、35番 3、36番 3、37番 2、38番、39番、40番 1、41番 1、42番 1、42番 4、42番 5、46番 2、48番 2、49番 5 及び54番 3、字宮ノ前81番 3 から81番 6 まで、82番 1 から82番 4 まで、82番 7、83番 4 から83番 13 まで、84番 2、84番 3、85番 2、86番 2、87番 2 及び88番 2、字川原田56番 1 から56番 12 まで、57番 1、58番 1 から58番 7 まで、59番 1 から59番 3 まで、60番 1、61番 1 から61番 14 まで、62番 1 から62番 4 まで、63番 1、64番 1、65番、66番、68番 1、68番 3、69番、70番、71番 1、72番 1、73番 2、74番、75番 1、76番 1、77番、78番 3 及び78番 4 並びに字牟田101番 2、102番 2、103番 2、104番 2、105番 2、106番 2、112番 2、114番 3、114番 4、116番 3、117番 3、118番 1 から118番 3 まで、119番 2、119番 3、120番 から122番 まで、123番 1、123番 2、125番 1 から125番 3 まで

で、127番3、128番4、129番1、130番1、131番1、132番1、132番3及び134番2並びに飯田町字中ノ坪425番3、426番2、427番2、428番2、429番2、430番2、431番2、432番2、433番2、434番2及び435番3

3 紛失年月日
平成19年5月9日

平成19年3月20日県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)馬川地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

次の公印は、平成19年5月1日をもって登録しました。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県企業立地課長印

次の徴税吏員証・検税吏員証は失効した。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

1 証票番号
第872号

2 職名及び氏名

職名 主事

氏名 土井めぐみ

購読料 一か年三二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷